

# 一戸町農業委員会の委員の推薦・募集要項

## 1 趣旨

一戸町農業委員会の委員の選任に関する規則（平成29年一戸町規則第8号）に基づき、一戸町農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の候補者の推薦を求め、農業委員になろうとする者の募集をします。

## 2 農業委員の業務概要

農業委員は、農地の権利移転・設定の許可や転用等について、毎月1回、農業委員会総会で審議をします。また、農地利用最適化推進委員と連携して、現地調査や現場活動も行います。

## 3 任期

3年（令和8年12月17日～令和11年12月16日）です。

## 4 報酬

特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年一戸町条例第7号）に基づき支給します。

## 5 定数

農業委員の定数は9人です。

## 6 推薦・応募資格

推薦をする者（以下「推薦者」といいます。）、推薦を受ける者（以下「被推薦者」といいます。）、応募する者（以下「応募者」といいます。）の資格は、次表のとおりです。

区 分		資 格
推 薦	推 薦 者	農業者、農業者が組織する団体その他の関係者
	被推薦者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し
応 募	応 募 者	その職務を適切に行うことができる者

(注) 農業委員になることができない者

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・法令の規定により農業委員との兼職を禁止されている職（教育委員会委員や固定資産評価審査委員等）にある者 ※個別にお問合せください。

## 7 推薦・募集期間

令和8年6月29日（月）午前8時30分から

令和8年7月31日（金）午後5時15分まで

## 8 推薦・応募方法

推薦・募集期間内に、次の書類を一戸町産業建設部農林課へ提出してください。

### (1) 推薦を受ける場合（個人又は団体推薦）

「一户町農業委員会の委員候補者推薦書」（様式第1号）

個人推薦の場合は、「3 推薦者の概要」欄に3人の推薦人を記入してください。

（3人のうち1人が推薦人の代表者となり、推薦書を提出してください。）

### (2) 自ら応募する場合

「一户町農業委員会の委員候補者応募書」（様式第2号）

### (3) 所定の用紙は、次の場所に備え付けてあります。

〒028-5311

一户町高善寺字大川鉢 24 番地 9 一户町産業建設部農林課（役場庁舎 2 階）

※町のホームページからもダウンロードできます。

## 9 提出方法

### (1) 持参の場合

役場開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分までとし、土日祝日は受付しません。）に提出してください。推薦の場合は、推薦者の代表者1名が産業建設部農林課まで提出にお越しください。

### (2) 郵送の場合

推薦・募集期間内必着です（消印有効ではありません）。

※他の方法（ファクシミリや電子メール等）による提出はできません。

## 10 情報公表

被推薦者及び応募者の人数は、推薦・募集期間の中間と期間の終了後に町公式ホームページで公表されます。

## 11 選任

原則として農業委員の過半数が認定農業者等であることなどの法定要件等に基づき、被推薦者及び応募者の中から農業委員候補者を選定し、町議会の同意を得て、町長が任命します。

## 12 その他

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができます。ただし、両委員の兼務はできません。
- (2) 推薦・応募に要する費用は全て、推薦者、被推薦者、応募者の負担です。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 追加の提出書類を求める場合があります。
- (5) ご不明な点等は、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先・提出先】

一戸町産業建設部農林課（役場庁舎2階）

〒028-5311 一戸町高善寺字大川鉢24番地9

電話番号 0195-33-4854

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除きます。）